

長崎県知的障害教育研究 (第1報)* —知的障害特別支援学校 (N校) の検討を中心に—

菅 達也**、平田 勝政**

A Study of Education for Children with Intellectual Disabilities in Nagasaki Prefecture (first report)

Tatsuya SUGA**, Katsumasa HIRATA***

1 目的と方法

長崎県の公立知的障害特別支援学校は、1971(昭和46)年4月、大村市の南部に開校した長崎県立n養護学校を嚆矢とする。そして養護学校義務制実施(1979年)の前後に県内主要各地に知的障害児のための養護学校が設立された¹⁾。その後、特別支援教育の実施(2007年)により、2010(平成22)年4月、長崎県内の養護学校は特別支援学校と名称を変更した。

長崎県立n養護学校(以下、n校と記す)は開校当初から寄宿舎があり離島を含む県内各地から児童生徒が入学してきた。そして、数回にわたって長崎県教育委員会や文部省(当時)の研究指定²⁾を受けて研究発表会を開催するなど、長崎県の知的障害教育を牽引してきた。また、1997(平成9)年には高等部が設置(プレハブ校舎)され、これを契機に校舎の新築移転が計画、2002(平成14)年に校名を長崎県立N養護学校と改称して大村市の北部に新しく開校した。前述したように2010(平成22)年4月、N養護学校もN特別支援学校(以下、N校と記す)と改称し、特別支援教育時代の学校として知的障害教育を展開している。

ところで長崎県内の知的障害特別支援学校に関する学術研究としては、下山・平田(2015)が高等特別支援学校のキャリア教育の動向と進路の実態について明らかにしている³⁾。しかし、それ以外にはなく、長崎県の知的障害教育の歴史・現状・成果・課題を明確化していく必要がある。

そこで本研究は、その手始めとして、県内初の知的障害学校であり、開校以来、県内の知的障害教育で中心的な役割を果たしてきたn校を前身とするN校に焦点をあて、その基本的特徴を明らかにしたい。研究方法は、N校の学校要覧(2002~2021年度)を手がかりに、①児童生徒数の推移、

②教育目標の変遷、③教育課程の変遷、④卒業後の進路実態について整理・検討する。

なお、今回は特別支援教育時代のN校についてまとめることから、前身であるn校については別途に研究したい。

2 結果と考察

(1) 児童生徒数の推移

図1はN校における児童生徒数の推移を示している。2002(平成14)年に開校してからのN校の児童生徒数は、全体的に見ると現在まで増加傾向にあり、特に2018(平成30)年までは高等部の生徒の増減にほぼ合致しているのが第1の特徴と言える。

以下詳しく見てみると、2002(平成14)年度か

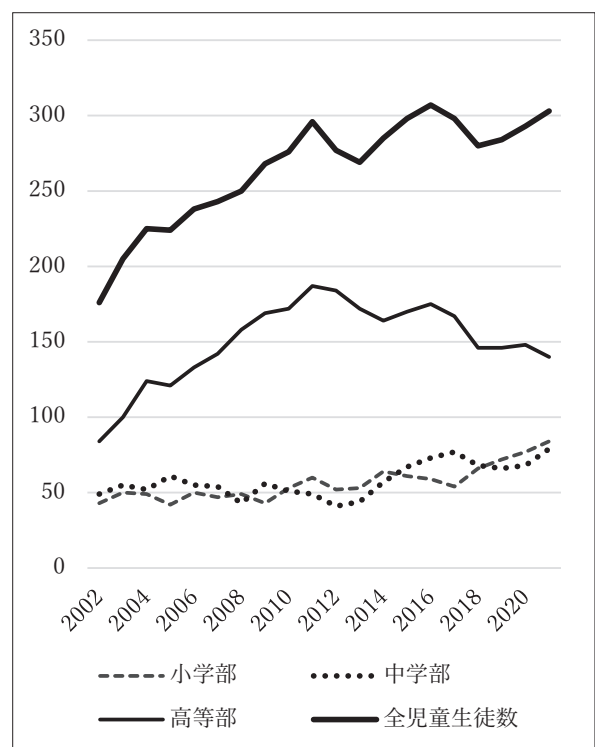


図1 N校における児童生徒数の推移

* Received September 30, 2021

** 鎮西学院大学 現代社会学部 社会福祉学科

Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1, Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0023, Japan

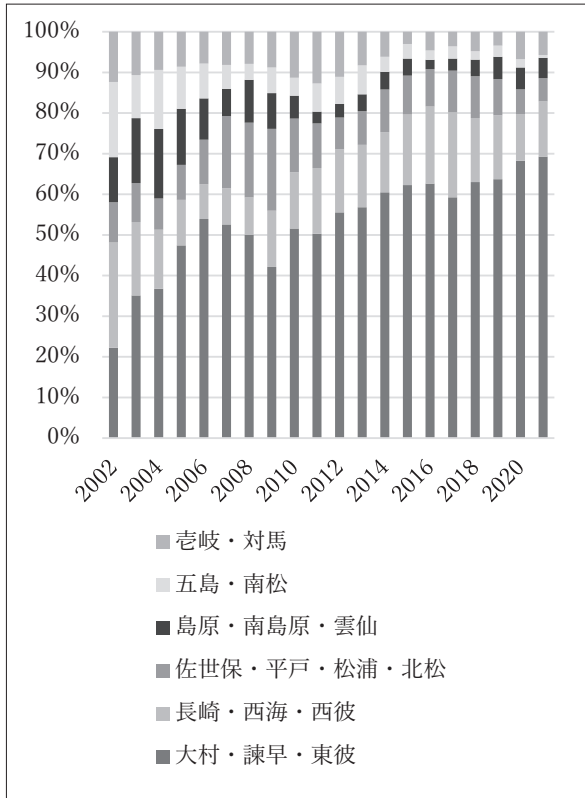


図2 高等部出身地別生徒数の割合

ら2011（平成23）年度までが「第1次増加期」である。小・中学部は50人前後でほぼ横ばいに推移しているが、高等部は開校時の2倍以上に生徒数が増大した。この間、2005（平成17）年に島原養護学校に高等部が、五島市に鶴南養護学校の高等部分教室（当時は離島初、五島海陽高校内に設置）が開校され、2010（平成22）年には、佐世保特別支援学校高等部北松分教室⁴⁾が平戸市田平町（北松農業高校内）に設置された。図2はN校高等部の出身地別生徒数の割合を示す。これによると開校時は知的障害学校として唯一寄宿舎を持つN校の高等部に長崎県下全域より生徒が入学していたことが分かる。前述したように新たに高等部が設置された地区からの生徒は若干減少したものの、学校が設置されている大村市と隣接する諫早市・東彼杵郡を含めた地元の生徒より、他地区からの生徒が半数以上を占める状態が数年間も続いた。

小・中学部では、N校が訪問教育を担当していた離島である壱岐地区に小・中学部の分教室（壱岐市立盈科小学校内）が2007（平成19）年に設置されたことで、それまで壱岐市で行われていた訪問教育は解消されることになった。

2012（平成24）年度から2013（平成25）年度は「第1次減少期」である。N校が訪問教育を担当

するもう一つの離島である対馬地区に高等部分教室が2012（平成24）年に設置（対馬高校内）され、2013（平成25）年には壱岐地区の分教室がN校壱岐分校に昇格し高等部も設置（壱岐高校内）された。また、同年、新上五島町に佐世保特別支援学校の高等部分教室が設置（上五島高校内）され、県内の離島地区からN校高等部への入学者数が減少していった。

2014（平成26）年度から2016（平成28）年度は「第2次増加期」である。この期の特徴は小学部、高等部の微増に比べ中学部が約1.7倍にも生徒数が増加し、結果としてN校の増加数を押し上げていた。そして、2016（平成28）年度には学校創設以来の最高の児童生徒数307名（訪問教育1名含む）を数えた。

2017（平成29）年度から2018（平成30）年度は「第2次減少期」である。これは高等部の生徒数の減少が要因となっている。西彼杵郡（県立盲学校内）に鶴南特別支援学校の時津分校が整備され2015（平成27）年に高等部が設置、また、同校の高等部西彼杵分教室が2016（平成28）年に設置（西彼杵高校内）されたことで、N校における長崎・西海・西彼杵地区からの生徒数は2017（平成29）年度の35名をピークにその後減少した。

さらに、大村市の北部に隣接する東彼杵郡にある福祉型障害児入所施設に在住する高等部生はスクールバスでN校まで通学していたが、同郡内の川棚特別支援学校にも2017（平成29）年に高等部が設置されたことで、東彼杵郡からの通学生も減少した。

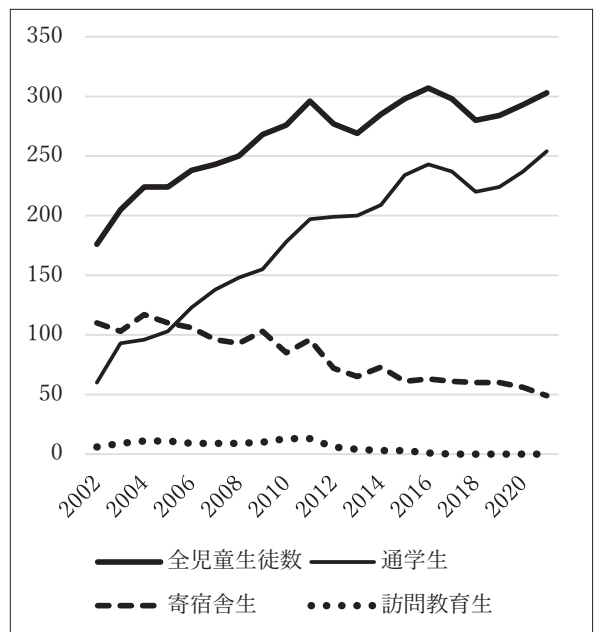


図3 通学・寄宿舎・訪問教育児童生徒数

2019（令和元）年度から現在までは「第3次増加期」であり、高等部生徒数は横ばいであるが、小・中学部児童生徒が増加傾向にある。高等部では地元である大村・諫早・東彼杵通学圏の生徒が7割を占めるようになった。図3はN校の通学・寄宿舎・訪問教育児童生徒数の推移である。開校当初は多数を占めていた寄宿舎生が減少し、現在は半減している。訪問教育の児童生徒は2017（平成29）年度以降いなくなり、通学生は年々上昇している。これらは長崎県が離島を含めた県下全域に特別支援学校の適正配置を進め、分校・分教室の設置によって、特に知的障害児童生徒を中心に自宅から通学できるような教育環境整備が行われた結果であり、N校の児童生徒数の推移にも大きく影響していたことが特色としてまとめられる。

（2）教育目標の変遷とその特徴

表1はN校の教育目標の変遷である。開校した2002（平成14）年度から2004（平成16）年度は、社会の一員として自立していくために、児童生徒の主体性を重視する目標が設定されている。文部科学省は2001（平成13）年より旧来の「特殊教育」という用語に替えて「特別支援教育」という用語を先行使用しているが、特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立っており、この時期の学校教育目標は言葉を変えてそれらを取組したのようになっていく。

2006（平成18）年に「学校教育法等の一部を改正する法律（改正学校教育法）」が公布（2007年度より施行）され、「特殊教育」は「特別支援教育」に名称変更、盲・聾・養護学校は特別支援学校に一本化された。また、第七十一条の三には、特別支援学校は地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児児童生徒の教育に関し助言・支援を行うこと、いわゆる「センター的機能」を有することが明記された。N校ではこれを先取りして2005（平成17）年度から2008（平成20）年度の教育目標には先の目標に加え、特別支援学校のセンター的役割を推進し、地域との共生を目指す目標が掲げられた。

2009（平成21）年3月には特別支援学校学習指導要領が告示された。2009（平成21）年度から2019（令和元）年度の教育目標は、新学習指導要領のキーワードである自立と社会参加を念頭に置き、自ら考え判断する力とたくましく生きる力によって積極的な社会参加が目指されている。特別

支援学校のセンター的役割については学校経営目標に移され、その拡充と確立が目指された。

2017（平成29）年には小・中学部の学習指導要領が、また、2019（平成31）年には高等部の学習指導要領がそれぞれ告示され、2020（令和2）年以降の教育目標はその基本的な考えを取り入れたものになった。すなわち、知的障害児童生徒の育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」について具体的に表記されている。また、冒頭に「児童生徒の命と人権を尊重」と掲げ、かけがえのない命の大切さと人権意識の向上をN校の総意として表明しているところにも特色がうかがえる。

（3）教育課程の変遷とその特徴

①小学部の場合

〈資料1〉の「①小学部」を見ると、その変遷は4段階に分けて捉えることができる。

第1段階は、2002（平成14）年度の開校から2006（平成18）年度までで、領域・教科を合わせた指導である「日常生活の指導」（以下、日生とする）と「生活単元学習」（以下、生単とする）が教育課程の中心に位置づけられた知的障害教育特有の教育課程編成の時期である。教科別の指導としては、体育が週2時間（小3から）設定され、領域別の指導として道徳（学校教育活動全体を通して指導）、特別活動（週0.5時間）、自立活動（週2時間）があった。2005（平成17）年度には音楽（週1時間による生単減）が加わった。重複学級は同じ教育課程で、教科別の指導である体育に替えて領域・教科を合わせた指導が行われた。

第2段階は、2007（平成19）年度から2012（平成24）年度までで、教科別の指導に国語、算数が加えられた時期である。第1段階で音楽が教科として加えられたとき、同時に生単と自立活動の指導内容の再検討がなされ、教科である国語、算数が設定されることになった。また、2007～2008年度は長崎県教育委員会の研究指定を受けて全校で教育課程研究が推進された。小学部では国語、算数、生単、自立活動の指導内容表の作成を行い、さらに評価のあり方を検討し系統性のある指導内容を精選した。⁵⁾ さらに、2009（平成21）年度は改正告示された特別支援学校学習指導要領のポイントの一つである障害の重度・重複化、多様化への対応により、学年によっては児童の実態に応じて国語、算数の授業時数を減らして自立活動の時

表1 教育目標の変遷

年 度	教 育 目 標
2002（平成14） ↓ 2004（平成16）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自分自身を大切にしながら、（障害からもたらされる困難に屈することなく、）自ら考え、主体的に学校生活に取り組む中で、社会の一員として自立をしていくために必要な態度や能力、健康で心豊かな人格が育まれるよう支援する。 <p style="text-align: right;">2004年 削除</p>
2005（平成17） ↓ 2008（平成20）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自分自身を大切にしながら、自ら考え、主体的に学校生活に取り組む中で、社会の一員として自立をしていくために必要な態度や能力、健康で心豊かな人格が育まれるよう支援する。 （2005年） ↓ を育むよう支援する。（2006年） ↓ 知識・技能及び健康な心身と心豊かな人格を育むよう支援する。 （2007年） ・自分に誇りを持ち自ら考え判断して学校生活に取り組む中で、社会の一員として生きる力や学び続ける態度及び心豊かで調和のとれた人間性を育む。（2008年） ・教育支援センター的役割を推進するため、地域の障害のある人々や支援者に対し積極的に教育相談等を行い、理解啓発活動に努める。 （2005年） ↓ からの相談・依頼に応じるとともに、共生できる地域作りと心作りに努める。（2006年） ・地域の特別な支援を必要とする人々や支援者からの相談・依頼に応じるとともに、共に生活できる地域作りに努める等、特別支援教育センター的役割を果たす。（2007年） ・家庭及び地域住民と手を携え、生涯にわたって学び続けることのできる地域の実現に努めつつ、地域のセンター的役割を果たす。 （2008年）
2009（平成21） ↓ 2019（令和元）	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に誇りを持ち自ら考え判断して行動する力や社会の一員としてたくましく生きる力を育成するとともに、生涯にわたって学び続ける。 （2009年） ↓ 自分の力を最大限発揮してたくましく生きる力を高めるとともに、積極的に社会参加する。 態度及び心豊かで調和のとれた人間性を育む。 （2010～2019年）
2020（令和2） ↓ 2021（令和3）	<p>児童生徒の命と人権を尊重し、教育的ニーズや発達段階に応じたきめ細やかな指導と学習指導要領に基づく適切な教育活動を推進することにより、一人一人の児童生徒に生きる喜びを感じさせながら、生涯を通じてより豊かに生活するために必要な資質・能力を育成する。</p> <p>【知識及び技能】 ○家庭生活・社会生活・職業生活を豊かに営むために必要な力を育成する。</p> <p>【思考力、判断力、表現力等】 ○自分に誇りを持ち主体的・自律的に考え判断し、よりよく生きようとする力を育成する。</p> <p>【学びに向かう力、人間性等】 ○自分の力を最大限発揮してたくましく生きる力を育成する。 ○積極的に社会参加する態度及び調和のとれた人間性を育成する。</p>

数を増加させる工夫も見られた。これは次の第3段階で教育課程が2つに分化する布石となった。

第3段階は2013（平成25）年度から2019（令和元）年度までで、児童の障害の重度・重複化、多様化によってA課程とB課程に分けられた時期である。前述した教育課程研究以後、一人一人の教育的ニーズに応じて教育課程も編成されるようになり、児童の必要に応じて教科や日生、生単、自立活動の時数を柔軟に対応した。2019（令和元）年度には教科に図画工作が加わった。B課程は国語、算数の時数の半分以上を自立活動に替えていた。

第4段階は2020（令和2）年度から現在までで、各教科の指導が重要視されるようになった。これは2017（平成29）年に改正告示された特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において示された知的障害のある子どもの各教科内容を充実させることに対応したものである。日生や生単は設定されているが、それらを教科にカウントできる時数が明記されている。また、2021（令和3）年度は重複課程も2グループに分かれ、全体の教育課程はA～Dの4課程構造になっている。

②中学部の場合

＜資料1＞の「②中学部」を見ると、その変遷は3段階に分けて捉えることができる。

第1段階は、2002（平成14）年度の開校から2006（平成18）年度までで、領域・教科を合わせた指導である「生活単元学習」と「作業学習」を教育課程の中心に置き国語、数学、保健体育といった教科別の学習も位置づけられた時期である。また、2003（平成15）年度からは生徒の障害の重度・多様化でA課程とB課程という2つの教育課程が編成された時期でもある。B課程ではA課程にある国語、数学、保健体育を自立活動に替えて授業が行われた。重複学級もB課程と同様であった。2005（平成17）年度には教科である音楽（週1時間）を中学部の全生徒が学習した。

第2段階は、2007（平成19）年度から2019（令和元）年度までで、中学部の全生徒が日生、生単、作業学習を中心に教科別の指導や自立活動の学習に取り組むようになったことから、それまでのA課程とB課程が統一された教育課程が編成された時期である。2007～2008年度は長崎県教育委員会の研究指定によって中学部は、国語、数学、生単、自立活動の指導内容表を作成し、指導方法や評価についても研究を進めた。また、生徒の情緒の安定や豊かな情操を育むために、2007（平成

19）年度から教科に美術を加えた。2009（平成21）年度からは改正告示された特別支援学校学習指導要領によって、生徒の障害の実態に応じて国語、数学と自立活動の授業時数が柔軟に設定されるようになった。こうして中学部では生徒の実態に合わせて各領域、教科の時数を加減しながら2019（令和元）年度まで安定した教育課程編成が行われた。

第3段階は2020（令和2）年度から現在までで、各教科の指導が重要視されるようになった。これは小学部と同様に、2017（平成29）年告示の新学習指導要領において示された知的障害のある子どもの各教科内容の充実を目指したものである。日生や生単、作業学習は設定されているが、それらを教科にカウントできる時数が明記されている。重複課程は国語、数学などの教科の時数が少なく、自立活動に多くの時数が設定されている。

③高等部の場合

＜資料2＞の「③高等部」を見ると、その変遷は3段階に分けて捉えることができる。

第1段階は、2002（平成14）年度の開校から2006（平成18）年度までで、領域・教科を合わせた指導である「作業学習」を教育課程の中心に生徒の障害の実態によりA課程とB課程の2つの教育課程が編成された時期である。A課程は国語、数学、保健体育、芸術（2005年度より音楽・高1年、美術・高2年）、家庭といった教科別の学習も位置づけられた。B課程は国語、数学が生単に置き換わり、2004（平成16）年度からは生単と保健体育の授業時数を減らして自立活動を設定した。2006（平成18）年度にはA課程とB課程は統合され、教科別の指導に外国語と職業が加わり、これが次の第2段階の高1年の基本的な教育課程となる。重複課程は2003（平成15）年度から設けられ、音楽、美術、家庭を各学年ごとに学び、保健体育の時数を減らして自立活動を設定した。

第2段階は、2007（平成19）年度から2017（平成29）年度までで、普通コースと職業コースが設置された時期である。高1年で前述した教育課程を修了すると生徒は高2年から普通コースか職業コースを選択する。職業コースは生単と教科の社会と理科がなく、作業学習の授業時数をその分増やしている。2007～2008年度の長崎県教育委員会の指定研究では、国語、数学、生単、自立活動について単元別指導内容表に指導内容・指導方法・評価までを整理し、次年度の教育課程にフィード

バックするという研究を行った。教育課程の中心となる作業学習の普通コースには、木工、陶芸、農芸、洗車、石鹸加工、リサイクル、紙工の各班があり、職業コースには清掃班と介護・接客班があった。重複課程では外国語や職業などの教科が設定されたときもあったが、後に実態に応じて教科から自立活動に替えるなど柔軟に対応された。

第3段階は2018（平成30）年度から現在までで、普通科と就業サービス科の2学科制となり、高1年から学年進行で設置された。普通科は各教科を合わせた指導として日生、生単、作業学習、教科として国語、数学、音楽、保健体育、職業、2020（令和2）年度からは社会、理科、家庭、外国語

も加わった。現在、作業学習の作業班には木工、手工芸、紙工、石鹸加工、農芸、陶芸、洗車、軽作業の各班がある。就業サービス科は各教科を合わせた指導として日生があったが、2020（令和2）年度に生活総合となった。教科は普通科の教科に情報が加えられ、さらに専門教科として1年次に農業、流通・サービスが設定された。2年次からは「清掃サービスコース」と「販売・事務サービスコース」とに分かれ、デュアルシステム型実習を導入し、職業教育の充実を目指している。重複課程は音楽、美術が重視され、教科によっては外国語を削除したり、時数を減らしたりして自立活動の時数を増やすなど柔軟な対応が行われている。

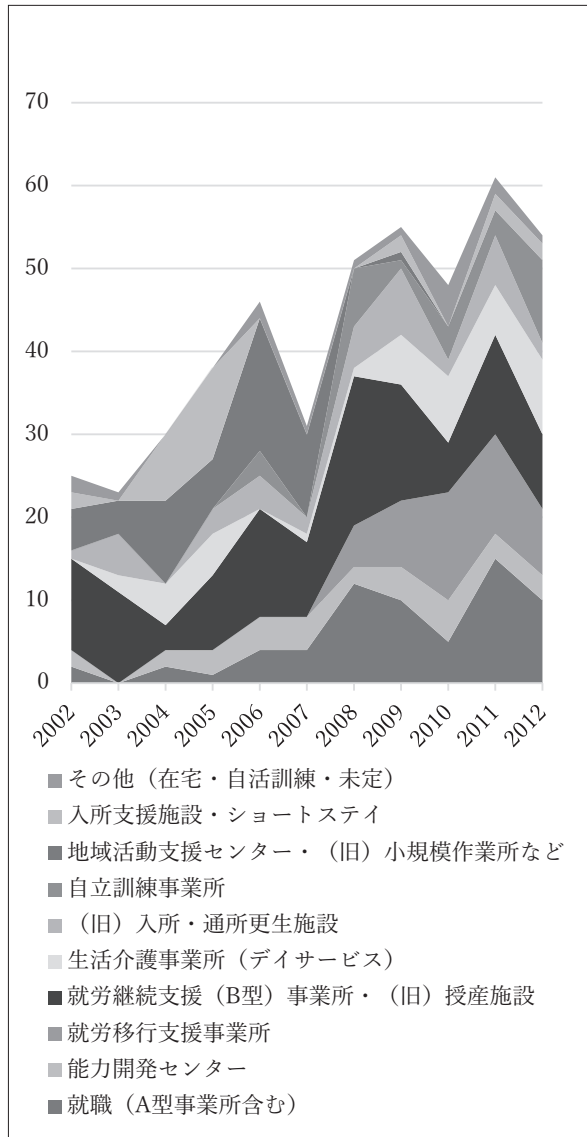


図4-1 高等部卒業生の進路実態の推移①

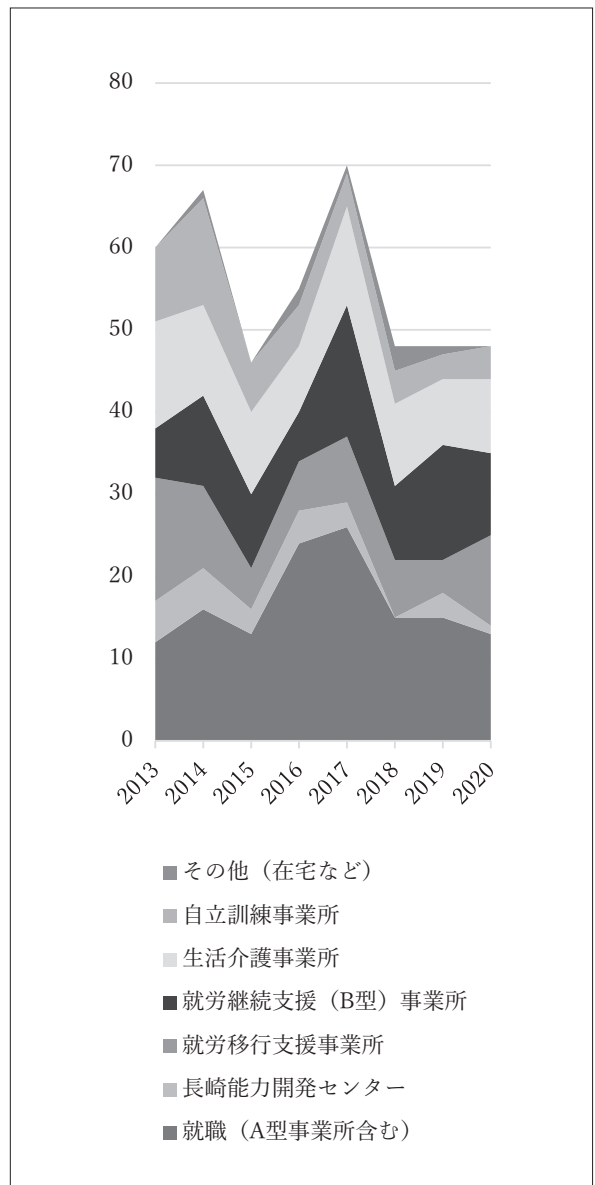


図4-2 高等部卒業生の進路実態の推移②

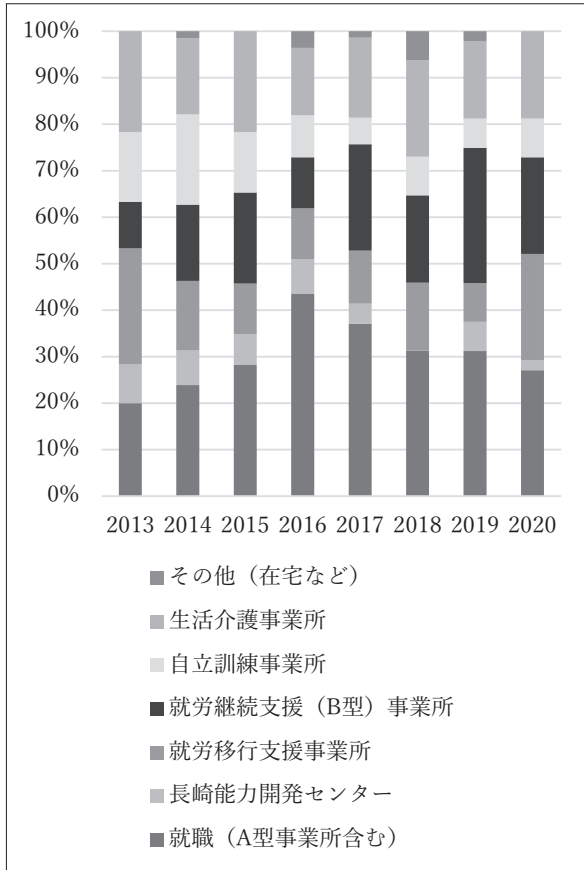


図4-3 高等部卒業生の進路実態の割合

(4) 卒業後の進路実態とその特徴

図4-1、図4-2は高等部卒業生の進路先と人数を整理したものである。現在、卒業後の福祉サービスは「障害者総合支援法」によって利用が定められているため、本研究ではそれが施行された2013（平成25）年を節目として、それ以前を図4-1、その後を図4-2として整理している。

図4-1を見るとN校開校後から数年間は就職が厳しく、主に授産施設や小規模作業所で作業を通じて自立のための指導を受けたり、日中活動の支援を受けたりした。障害が重度である生徒の進路はデイサービスやショートステイであった。

2006（平成18）年に障害者自立支援法が施行されると、経過措置である2011（平成23）年までに授産施設は就労継続支援B型事業所に、更生施設は就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所に、小規模作業所は地域生活支援センター（Ⅲ型）などに移行した。N校高等部では教育課程の見直しが行われ、2007（平成19）年度から職業コースが設置された。2008（平成20）年度は職業コースから初めての卒業生を出し就職者数が増加した。また、就労が見込まれる生徒は就労移行支援事業所に入り、作業に取り組

める生徒は就労継続支援B型事業所に入った。障害が重度である生徒は自立訓練事業所や生活介護事業所を利用した。

図4-3は2013（平成25）年度以降の高等部卒業生の進路実態の推移の割合を示したものである。図4-2と併せて見ると、就職率は最高で44%（2016年）のときもあったが、全体的には30%前後で推移している。一般就労を目指して南高愛隣会の長崎能力開発センターへ進む生徒が以前から数名いたが、近年も一定の割合で進学している。就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所、自立訓練事業所は10%～20数%が利用している。そして、障害が重度である生徒は、毎年ほぼ20%の割合で生活介護事業所を利用している。2018（平成30）年度には普通科と就業サービス科の2学科制となり、2020（令和2）年度に初めての卒業生を出しているが、今後の進路開拓と指導の充実が期待されるところである。

3 まとめと今後の課題

知的障害特別支援学校であるN校の特徴は、以下のようにまとめられる。

まず第一に、長崎県が推進する特別支援教育における特別支援学校の適正配置に最も影響を受けて改善が図られた学校である。

長崎県は「障害のある子どもの教育推進計画（基本計画）」（2003）と「同（実施計画）」（2004）の策定、「長崎県特別支援教育推進基本計画」（2011）^{6）}の策定によって県内における特別支援学校の適正配置を段階的に進めてきた。特に、N校の開校当時、中学校の特別支援学級や通常学級に在籍している知的障害のある生徒が、高等部段階で特別支援学校に入学するようになり、N校高等部の生徒数は県内各地からの入学で急増した。その後、離島をはじめとする各地域に高等部が設置され、N校の高等部も大村市近隣地域からの通学生で生徒数も落ち着いてきた。

また、近年は学齢児童生徒数が減少しているにもかかわらず、N校の小・中学部の児童生徒数は徐々に増加していることから、特別支援教育への理解が深まってきていると言える。

第二に、教育課程において知的障害学校の特徴を持ちつつも教科主体の教育課程に変換していることである。

N校の開校当初は領域・教科を合わせた日常生活の指導、生活単元学習、作業学習が主体であったが、児童生徒の実態に合わせて国語、算数・数

学等の教科も取り入れられるようになった。新学習指導要領では知的障害の各教科の目標・内容が「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に基づき整理し、重視されたことで、N校では合わせた指導を行いながらも各教科を充実させた教育課程の編成がなされている。

第三に、高等部では職業コースの設置を経て、現在、普通科と就業サービス科の2学科制となり社会的・職業的自立に向けた取り組みが強化されていることである。

N校高等部は一般就労を目指す生徒から、生活リズムを整えることを目標とする重度の生徒まで幅広い生徒が在籍している。普通科では卒業後の社会生活のために教科学習と作業学習を、就業サービス科では一般就労のためにデュアルシステム実習等を導入した専門的な職業教育を実施している。2学科制となってまだ年数が浅いことから、今後の成果が期待されることである。

N校は、開校後、特別支援教育への転換により、自立と社会参加に向け、児童生徒の教育的ニーズに合わせた教育課程の編成を行い、学校目標にも地域におけるセンター的役割の推進をいち早く加えた。これからも知的障害教育において中心的な役割を果たしていくものと思われる。

今後の課題は、特殊教育から特別支援教育への転換の意義と確認において、N校の前身となるn校の整理と両者の比較検討が必要である。また、インクルーシブ教育システム構築への歩みとして検証するという課題意識から継続研究を行っていききたい。本研究は長崎県の県央地域にあるN校を取り上げたが、県南、県北、島原地方などの知的障害特別支援学校の整理・検討も必要である。

（註）

1) 養護学校義務制前後において長崎県の知的障害養護学校は以下の通り設立されている。

- 1971年 長崎県立久原養護学校
- 1972年 長崎県立三和養護学校
- 1973年 長崎県立川棚養護学校
- 1978年 長崎県立佐世保養護学校
- 1978年 長崎県立島原養護学校
- 1979年 長崎県立平山養護学校
- 1979年 長崎県立南串山養護学校

2) N校の学校要覧から確認できる長崎県教育委員会等の研究指定は以下の通りである。

- ・昭和55・56年度長崎県教育委員会指定研究

教育課程研究

- ・昭和57年度長崎県教育課程指定研究
情緒障害児・精神薄弱児の就学と教育
*現在、「精神薄弱」は不適切として使用されていないが、歴史的用語として、当時のまま使用している。

- ・昭和60・61年度長崎県教育委員会指定研究
言語活動を育てる指導に関する研究
- ・平成元・2年度長崎県教育委員会指定研究
教育課程研究
- ・平成2・3年度文部省指定研究
教育課程研究

3) 下山美麗・平田勝政：全国と長崎の高等特別支援学校におけるキャリア教育の実践動向－知的障害教育における福祉科を中心に－「長崎大学教育学部教育実践総合センター紀要」第14巻，107～120頁，2015年3月
上記論文に関連して以下の論文もある。

下山美麗・平田勝政：特別支援学校高等部における福祉科の実践動向－知的障害を中心に－「長崎大学教育学部教育実践総合センター紀要」第13巻，91～107頁，2014年3月

4) 2021年4月に長崎県立佐世保特別支援学校北松分校となり、小・中学部は平戸市立田平中学校内に設置され、高等部は従来通り長崎県立北松農業高校に設置されている。

5) N校は平成19・20年度に長崎県教育委員会の研究指定を受けて教育課程研究を行った。研究テーマは「一人ひとりの教育的ニーズに応える教育課程の実践と充実」、2008（平成20）年2月15日に中間発表会を、2009（平成21）年2月13日に本発表会を開催している。

6) 「長崎県特別支援教育推進基本計画」は2011（平成23）年10月に策定され、その後「同第2次実施計画」が2013（平成25）年12月に、「同第3次実施計画」が2015（平成27）年12月に、「同第4次実施計画」が2018（平成30）年11月に各々策定され施策が展開された。本年度9月には「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」が策定され、今後の施策（①特別支援学校の環境整備と教育の充実②幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実③特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上④関連する諸課題への対応）の方向性が示された。

＜資料1＞ 教育課程変遷一覧（①小学部・②中学部 編）

	2002（平14）～	2006	2007（平19）	2008～	2010～2012	2013	2015～2019（令和元）	2020（令2）	2021（令3）	
① 小学部	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 教科別の指導 体育（3年～） 道徳（教育活動全体） 特別活動 自立活動 （重複学級） 上記と同じ 体育なし	音楽（3年～） 追加 （生車減） 追加 （生車減） 追加 （生車減） 追加 （生車減）	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 教科別の指導 音楽（3年～） 体育（3年～） 道徳（教育活動全体） 特別活動 自立活動 （重複学級） 上記と同じ 体育なし	2008 算数なし 2009 算数復活 学年で国 語・算数 の一部分 を自立活動 に替える	2010 領域・教科を合 わせた指導 ↓ 各教科等を合 わせた指導 生車の時数減 少	学年によって ＜A課程＞ ＜B課程＞ に分ける B課程 国語・算数の半 数を自立活動 に替える	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 教科別の指導 国語・算数 音楽（3年～） 体育（3年～） 領域別の指導 道徳（教育活動全体） 特別活動 自立活動 2019 道徳（教育活動全体） 追加 ＜B課程＞ 国語・算数の半数を自立活動 に替える （重複学級） 体育なし 学年によって日生や国語・算数 の時数が少なく自立活動の 時数が多い	＜A課程＞ 各教科等を合わせた指導 日常生活の指導* 生活単元学習* 各教科 生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 * 各教科等の時数に カウント ＜重複課程＞ 体育の全部、国語、算数の 「時間を設定して指導す る時数」の半数を自立活動 に替えて指導を行う	＜A課程＞ 各教科等を合わせた指導 日常生活の指導* 生活単元学習* 各教科 生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 * 各教科等の時数に カウント ＜B課程＞ 国語、算数の「時間を設定 して指導する時数」の半数 を自立活動に替えて指導 を行う	＜B課程＞ A課程の国語・算数の「時 間を設定して指導する時 数」の半数を自立活動に替 えて指導を行う 小1年はなし ＜C課程＞ 重複課程で、A課程の体育 の全部及び国語・算数の 「時間を設定して指導す る時数」の半数を自立活動 に替えて指導を行う 小1年はなし ＜D課程＞ 重複課程で、A課程の体育 の「時間を設定して指導す る時数」の一部を自立活動 に替えて指導を行う 小1年はなし
② 中学部	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習・作業学習 教科別の指導 国語・数学 保健体育 領域別の指導 道徳（教育活動全体） 特別活動 総合的な学習の時間 （重複学級） 上記と同じ 国語・数学なし 自立活動あり	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語・数学 保健体育 領域別の指導 道徳（教育活動全体） 特別活動 総合的な学習の時間 *2005 音楽が追加 ＜B課程＞ 領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習・作業学習 道徳（教育活動全体） 特別活動 自立活動 総合的な学習の時間 *2005 音楽が追加 （重複）B課程と同じ *2005 音楽が追加	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 領域別の指導 道徳（教育活動全体） 特別活動 自立活動 総合的な学習の時間 （重複） 上記と同じ 保健体育、作業学習の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 領域別の指導 道徳（教育活動全体） 特別活動 自立活動 総合的な学習の時間 （重複） 上記と同じ 保健体育、作業学習の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 （教育活動全般で） 総合的な学習の時間 * 各教科等の時数に カウント 国語、数学等の教科の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 （教育活動全般で） 総合的な学習の時間 * 各教科等の時数に カウント 国語、数学等の教科の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 （教育活動全般で） 総合的な学習の時間 * 各教科等の時数に カウント 国語、数学等の教科の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 （教育活動全般で） 総合的な学習の時間 * 各教科等の時数に カウント 国語、数学等の教科の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 （教育活動全般で） 総合的な学習の時間 * 各教科等の時数に カウント 国語、数学等の教科の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い	領域・教科を合わせた指導 日常生活の指導 生活単元学習 作業学習 教科別の指導 国語 数学 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語 特別活動 自立活動 特別の教科 道徳 （教育活動全般で） 総合的な学習の時間 * 各教科等の時数に カウント 国語、数学等の教科の時数 が少なく、自立活動の時数 が多い

